

付議事項に対する意見及び回答書（1回目）

令和2年度第1回熊本市住宅審議会（書面会議）		
件名	【議事②】高齢者が住む住宅に対するバリアフリー化の取組について	
委員氏名	位寄 和久 委員	
付議事項	高齢者が住む住宅に対するバリアフリー化の取組について、ご意見をいただきたい。	
主な意見		回答
1	<p>・バリアフリー改修について 議論されているのかも知れませんが、改修案の妥当性（必要十分な改修が計画されているか、コストパフォーマンスは適切か）などの審査は行われるのでしょうか。あるいは、業者選定時に審査を行うのでしょうか。</p>	<p>審査を行うことは想定しておりませんが、ケアマネージャーやバリアフリー改修の専門家団体等から改修のアドバイスを受けられるような仕組み作りを検討しています。</p>
2	<p>・6. スケジュール・制度設計の広報について、で 「ささえりあや市」との記述は何のことでしょうか</p>	<p>単語の区切りが分かりづらく申し訳ございませんでした。 「ささえりあ」や「市」という記述です。 「ささえりあ」は地域包括支援センター（高齢者支援センターささえりあ）を指します。「市」は熊本市です。</p>
3	<p>・バリアフリー改修によってこれだけ生活が改善された、などビフォー・アフターを広報に取り入れたら如何でしょうか。</p>	<p>本制度を実施していく中で、利用者の感想などを広報に活用したいと思います。</p>
4		
5		
6		
7		

付議事項に対する意見及び回答書（1回目）

令和2年度第1回熊本市住宅審議会（書面会議）		
件名	【議事②】高齢者が住む住宅に対するバリアフリー化の取組について	
委員氏名	本間 里見 委員	
付議事項	高齢者が住む住宅に対するバリアフリー化の取組について、ご意見をいただきたい。	
主な意見		回答
1	P2 予防重視型システムの推進には賛成です。この考え方を広く市民にアピールする必要があります。他の住宅改修補助制度（耐震改修事業や省エネ事業）と連携して広報することも考えられないでしょうか？	まずは、広く市民の方々に知っていただく事が重要ですので、他の住宅改修補助制度と連携した効果的な広報を検討します。
2	P5 新設のバリアフリー住宅改修制度には賛成です。補助上限はどの程度設定されるのでしょうか？また、段階的な改修には利用可能でしょうか？	現段階では具体的な金額提示は難しいのですが、補助率については、課税世帯を1/2程度、非課税世帯を3/4程度とすることを検討しています。段階的な改修に利用できるよう、弾力的な運用を検討してまいります。
3	P3 P11 5年で50000世帯のバリアフリー化目標はかなり厳しいと感じます。新設のバリアフリー住宅改修制度を大胆に推進する必要があります。年200件程度の想定では少ないのではないのでしょうか？	まずは、年200件程度で本制度をスタートしたいと考えています。件数についても、実行性のある制度を念頭に、可能な限り対応していきたいと考えています。
4		
5		
6		
7		

付議事項に対する意見及び回答書（1回目）

令和2年度第1回熊本市住宅審議会（書面会議）		
件名	【議事②】高齢者が住む住宅に対するバリアフリー化の取組について	
委員氏名	田中 智之 委員	
付議事項	高齢者が住む住宅に対するバリアフリー化の取組について、ご意見をいただきたい。	
	主な意見	回答
1	P5.新規取組における新設制度「バリアフリー住宅改修」の補助金額が「工事費の半額補助などを検討中」とのことであるが、制度が広く浸透するためには、補助率もう少し上げることが出来ないか（神戸市は非課税世帯を2/3としているように、世帯種別に応じた設定も考えられる）。	補助率については課税世帯を1/2程度、非課税世帯を3/4程度とすることを検討しているところです。
2	P7.制度設計について。施工後の変更・修正（例えば手すりの高さや位置変更。使い始めてから最適位置がわかることも多い）にも柔軟に対応できるような制度とすることは可能か（施工後一定期間内であれば無償工事を保証するなど）。	ご指摘のとおり、柔軟に対応できるよう制度設計を行いたいと考えています。 なお、施工後の無償工事については、施工業者等の方々のご意見を踏まえ、対応を検討したいと考えています。
3	P7.周知・広報について。施工内容と金額の関係が明確にわかる表示方法を検討して欲しい（例えば手すり2箇所と段差解消では標準的にいくらとか、具体的なセット価格がイメージできるような表示方法の工夫）。	簡易的なモデルケースにより、施工内容に対する参考価格を提示できるような広報資料の作成を検討したいと思います。
4		
5		
6		
7		

付議事項に対する意見及び回答書（1回目）

令和2年度第1回熊本市住宅審議会（書面会議）		
件名	【議事②】高齢者が住む住宅に対するバリアフリー化の取組について	
委員氏名	佐藤 哲 委員	
付議事項	高齢者住宅を対象としたバリアフリー住宅改修補助事業の新設について、ご意見をいただきたい。	
	主な意見	回答
1	<p>・P11 「①一定のバリアフリー化がされた世帯数」は「①一定のバリアフリー化がされた（65歳以上の世帯員がいる）世帯数」ですか？</p> <p>・またこの数値はどのように調査しているのでしょうか？</p> <p>・近年建設される住宅は、浴室やトイレにすでに手すりが設置されている住宅が多い。これらは「一定のバリアフリーがなされた住宅」として新制度の補助対象から除外しますか？</p>	<p>・「①一定のバリアフリー化がされた世帯数」は「①一定のバリアフリー化がされた（65歳以上の世帯員がいる）世帯数」です。</p> <p>・この「①一定のバリアフリー化がされた（65歳以上の世帯員がいる）世帯数」は、総務省統計局統計調査部が調査を行った「平成30年住宅・土地統計調査」の数値です。</p> <p>・すでに手すりが設置されている場合でも、要件を満たせば補助対象となります。</p>
2	<p>P5 補助金額が現時点では「工事費の半額補助を検討」とありますが、上限金額を定めることになると思います。これは神戸を参考に課税世帯6万円、非課税世帯12万円程度を想定してますか？</p>	<p>現段階では具体的な金額提示は難しいのですが、補助率については、課税世帯を1/2程度、非課税世帯を3/4程度とすることを検討しています。</p> <p>上限金額については、他都市（神戸市）と同等以上となるようにしたいと考えています。</p>
3	<p>P7 制度ができてでも使われなければ意味がない。この制度の本来の目的は、介護予防、事故防止だと思えます。ある程度、収入がある、子世帯と同居している世帯などは自身で改修ができるでしょう。</p> <p>高齢者のみ世帯で収入の少ない世帯、かつ古い住宅に住んでいる人等への補助率を上げるなどの配慮があってもよいのではないのでしょうか。</p> <p>古い住宅は特に危険度が高くなると思えます。この場合、神戸市のように年収要件を設定し、該当する世帯には補助率を上げる、年収要件に該当しない世帯にも補助する、または改修を進める、事業者を紹介できる仕組みが必要ではないか。</p>	<p>ご意見のとおり、高齢者のみの世帯で収入が少ない世帯に対して、より手厚い支援が必要だと思えますので、非課税世帯に対する補助率を高くするよう検討しています。</p> <p>熊本市における家計を主に支える者の年齢が65歳以上の世帯が住む住宅の約57%が築30年以上、約75%が築20年以上であり、本制度の対象となる高齢者の大半は古い住宅に住んでいると考えられるため、築年数による優遇措置は設けない方向で検討しています。</p>
4	<p>P7 広報については、制度を利用した具体的な改修事例と工事費などの情報をHP等で周知することが必要。</p> <p>神戸のように収入要件を設定した場合でも、制度の対象とならない世帯に対しても事業者情報等を提供することが重要ではないか。</p>	<p>簡易的なモデルケースにより、施工内容に対する参考価格を提示できるような広報資料を作成し、広く周知啓発を行っていきたいと思います。</p> <p>制度の対象、非対象は問わず、事業者情報等を含む住宅のバリアフリー化に関する情報提供を行っていきます。</p>
5	<p>P7 広報について、制度の趣旨として、65歳以上の高齢者を対象とした広報ではなく、それ以前の年代（若い方）を対象とした広報が重要になる。</p>	<p>予防として行うバリアフリー化の重要性を、早い時期からより多くの方々に認識していただけるよう広報活動を行いたいと思います。</p>
6	<p>P13 設計基準は必要。しかし、手すり設置と段差解消のみでよいのか。設備や簡易設置型のすべり止めなど、安価に、自分でもできる対応等の周知も必要ではないか。</p> <p>例：ヒートショックを防止するために簡易的な浴室暖房の設置など。</p>	<p>制度利用の有無を問わず、バリアフリー改修への意識啓発及び改修の参考となる資料や、家庭内事故や事故予防対応策などの情報をまとめた資料を作成し周知したいと思います。</p>
7	<p>・P3 市内の高齢者が住む住宅について、バリアフリー化率以外に、「築年数」や「世帯構成（高齢者のみor同居）」は把握しているか？</p> <p>・把握しているのであれば、そのデータを分析し、「高齢者のみ世帯の○%が築○年以上の老朽化した住宅に住んでいる」というデータを見てみたい。具体的な補助対象の絞り込みに使えるのではないか？</p>	<p>・市内の高齢者が住む住宅についての「築年数」や「世帯構成」は把握出来ていません。</p> <p>・「平成30年住宅・土地統計調査」により、熊本市における家計を主に支える者の年齢が65歳以上の世帯が住む住宅についての築年数は把握しており、約57%が築30年以上、約75%が築20年以上での住宅に住んでいることが分かっています。</p>
8	<p>P12 県内事業者を施工事業者とするのはよい。その際、認定制度や講習を実施し、市内事業者のスキル・意識を高める必要がある。</p>	<p>施工業者に対し研修等を行い、業者をリスト化し、希望する申請者に業者を紹介するような仕組み作りを検討します。</p>

付議事項に対する意見及び回答書（1回目）

令和2年度第1回熊本市住宅審議会（書面会議）		
件名	【議事②】高齢者が住む住宅に対するバリアフリー化の取組について	
委員氏名	佐藤 真一 委員	
付議事項	高齢者住宅を対象としたバリアフリー住宅改修補助事業の新設について、ご意見をいただきたい。	
	主な意見	回答
1	要介護、要支援になることを防ぐ意味でバリアフリー改修は良いことである。しかし前もって手すりなどは逆に邪魔になる可能性もあるので、段差解消、手すり下地施工などの軽微なものを対象の方がよろしいのでは・・・右側に手すり付けたが実際は左側が良かったとのことで、付け替え作業の依頼を受けたことがある。	段差解消は対象とする予定です。 先行して行う手すり下地施工のみを対象とする場合、その下地施工が手すりの設置に使用されるという保証が無い場合、手すり下地施工のみを対象にすることは難しいと思われます。 手すりの設置箇所については、施工中の変更にも柔軟に対応することで、利用者にとって最適な箇所に設置されるようにしたいと考えています。
2	要介護、要支援の方が世帯にいないということであれば、住宅改修に対する意識や、必要性が低い場合、制度周知が課題である。予算、事故率の減少など計算できているのであれば早急に制度化の方がよい。	予防として行うバリアフリー化の重要性を、早い時期からより多くの方々に認識していただけるよう広報活動を行いたいと思います。
3	通常の住宅リフォームと合わせて、段差解消、下地補強などの工事をすると補助の対象にするのはいかがでしょうか。その場合は65歳以下でも対象にするなど。 仕事柄の肌感覚なのですが、30台で新築、定年前にリフォーム工事の相談が多いイメージがあります。築20年から30年のリフォーム工事が多いように感じます。（外壁、屋根などの工事を含まず）	リフォームに合わせた本制度の利用は可能です。下地補強のみの施工を補助対象とすることは、上記1の回答と同様に難しいと思われます。 熊本県における平成29年の住宅内死亡事故（転倒・転落）の割合は65歳以上が約90%を占めることから、65歳未満よりも65歳以上の住宅内事故の可能性が圧倒的に高いことが分かっています。（「H29人口動態調査」より） また、要介護化原因の4位（12.5%）は骨折・転倒となっており（令和元年「高齢社会白書」より）、現状としては要介護・要支援認定者でないバリアフリー化の補助制度が受けられない状況にあります。 したがって、今回は65歳以上を対象に本制度を始めたいと考えています。本制度の実施する中で、年齢の制限についても検討していきたいと思っています。
4	意識啓発、制度周知では、耐震改修の件でも述べたが、全体的周知と個別周知の二段構えで周知すると良いのでは。市政だより、地区の広報誌、個人住宅への郵便物に同封など。	全体的周知は、市政だより、市のホームページなど、個別周知は、ささえりあ、各区福祉課窓口、高齢者に特に効果が高い回覧板などが考えられます。
5	委任払い、書類の簡素化は大変良いことだと思います。本人、または遠方の家族からのネットでの申し込みなども合わせて検討ください。施工業者研修、リストアップなどは良いことだと思います。信頼のある業者を掲示することで安心感にもつながる。制度など知らない申請の方法知らない、施工店も数多くあると思います。	ご指摘のとおり、多様な申請方法についても柔軟に取り組んでいくことを検討したいと思います。 施工業者の方々にも本制度についての情報提供や周知活動を行いたいと思います。
6	ケアマネジャー、建築士会に協力を仰ぐことは大変良いことだと思います。費用の問題もあるかと思いますが、依頼主が無料相談会、無料現地調査などを受けられると良いのでは。（費用は捻出できればよいですが・・・）	利用者向けのセミナーや無料相談会については、実施できるよう検討しています。無料現地調査は予算が伴いますので実施の可否については慎重に検討したいと思います。
7	神戸市をモデルにとのことですが、なぜ神戸なのか人口は倍以上いますし・・・似ているところがあるのか、それとも良い制度なのか。持家、借家を問わないのは良いことだと思います。	神戸の人口は熊本とは異なりますが、年間の実施件数が120件と、本制度の実施において想定している規模に近いことが参考とする一因です。

付議事項に対する意見及び回答書（1回目）

令和2年度第1回熊本市住宅審議会（書面会議）		
件名	【議事②】高齢者が住む住宅に対するバリアフリー化の取組について	
委員氏名	持田 美沙子 委員	
付議事項	高齢者住宅を対象としたバリアフリー住宅改修補助事業の新設について、ご意見をいただきたい。	
主な意見		回答
1	<p>要介護・要支援の認定を受けていない方への支援制度について、良いと思います。</p> <p>工事費の半額補助を検討中とのことで、P5に介護保険住宅改修制度の下に新設の制度をご記入の表を示されていますが、この表について違和感があります。</p> <p>①は、市が独自に取り組んでいる制度ではないと思います。既存に①のみを上げるのは違うのではないのでしょうか。今回新設する制度は、市が独自で新設を考えていらっしゃると思いますので、市が独自に取り組んでいる②高齢者及び障がい者住宅改造費助成事業（介護保険課）にあてはまらない方々（要介護・要支援者ではない65歳以上の高齢者）を対象とした制度とした方が良いのではないのでしょうか。もちろん、支援の範囲は、介護保険制度の範囲内（20万までの半額でしたら10万でしょうか？）とされたいのだと推測はできますが。つまり、この表には、介護保険の情報と市が独自に取り組んでいる②の情報、両方を記載したほうが良いと思います。</p>	<p>補助制度の規模や補助額が類似している介護保険住宅改修制度の方が、比較に適しているため資料P5の表を作成しました。高齢者及び障がい者住宅改造費助成事業は、規模や補助額が大きいことから本表には記載しませんが、ご意見のとおり記載したいと思います。</p>
2	<ul style="list-style-type: none"> ・②の高齢者及び障がい者住宅改造費助成事業を利用される方が少ないという話について、他県の方々からの情報として聞いたことがあります。熊本市での利用状況はいかがだったでしょうか。 ・福祉用具の選択ができる要介護・要支援の方々の住宅改修と今回の改修は、条件が違うので比べることはできませんが、制度について利用のしやすさ、分かりやすさを周知するツールの選択が重要となってきますね。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者及び障がい者住宅改造費助成事業の平成30年度の実績は18件でした。 ・制度について利用のしやすさ、分かりやすさを周知できるよう、効果的な広報を検討してまいります。
3	<p>資料編で神戸市の設計基準の抜粋を取り上げられてますが、神戸市がそもそも参考にした資料があると思います。神戸市をなぞる行為は、熊本市としての取組みとしては少し違うのではないのでしょうか。きちんとベースを抑えた上で、熊本市版を検討する表現としてください。その上で、基準と異なる施工を認めている等、神戸市の取組みを参考とされるのは良いと思います。</p>	<p>神戸市が参考にした資料について、担当部署に問い合わせます。</p> <p>神戸市の設計基準はあくまで参考とし、熊本市独自の設計基準の作成を検討しています。</p>
4	<p>使いやすい制度ということで、委任払い制度を活用されること、良いことだと思います。利用者がとりあえず全額支払う、という状況では、支払うことができる利用者のみに限られてきますので、是非ともこの制度の活用を望みます。</p>	<p>ご賛同いただきありがとうございます。</p>
5		
6		
7		

付議事項に対する意見及び回答書（1回目）

令和2年度第1回熊本市住宅審議会（書面会議）		
件名	【議事②】高齢者が住む住宅に対するバリアフリー化の取組について	
委員氏名	大久保 秀洋 委員	
付議事項	高齢者住宅を対象としたバリアフリー住宅改修補助事業の新設について、ご意見をいただきたい。	
主な意見		回答
1	<p><P5></p> <p>◇補助金額…上限額が10万円程度だと改修箇所が限定され、改修されない部分が残る。そこでの事故リスクが懸念されるため、上限額と補助率について様々な検討を行っていただきたい。</p> <p>◇対象箇所…事故が起こりやすい場所や状況等を考慮して、出来るだけ広くとらえていただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・上限額と補助率については既存制度の介護保険住宅改修の利用実績をもとに、適切な金額となるよう検討を行います。 ・対象箇所については、広く設定できるよう検討してまいります。
2	<p><P7></p> <p>◇わかりやすい制度へ…意識啓発や改修内容の参考となる資料には「家庭内事故件数が多いこと」「高齢者ほど重症化しやすいこと」「交通事故より家庭内事故が死亡者数が多いこと」「その後の生活の質を確保するために予防が大事」などを掲載し周知していただきたい。</p> <p>◇使いやすい制度へ…書類よりも現場での施工の質を重視して、施工段階でも専門家等のアドバイスを受けられるようにしていただきたい。</p> <p>◇より効果的な制度へ…</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計基準は一般的な基準であり利用者や現場の状況に合わせて変更することが可能であること。 ・研修を受けた業者への発注を促すこと ・各種専門家団体等での協議会組織化や研修会開催など（施工者の団体等への働きかけ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・意識啓発等の参考資料には、ご意見いただいた内容を記載いたします。 ・書類よりも現場での施工の質が重要だと思いますので、より効果的に専門家等のアドバイスを受けられるような体制づくりを目指します。 ・設計基準は原則とし、状況に合わせて変更可能となるような制度設計を検討しています。 ・研修を受けた業者をリスト化し、申請者へ紹介できるような制度設計を検討しています。 ・研修会の開催等について検討してまいります。
3	<p><P11></p> <p>成果指標…</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成果指標に入れるかどうかは別にして、一定程度に加え、高レベルのバリアフリー化の世帯数を把握 ・地域や自治会単位での高齢者サークル等への周知・啓発活動の数値目標 	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成30年住宅・土地統計調査」により高度のバリアフリー化をされた世帯数を算出し、把握してまいります。 ・地域や自治会等への周知広報活動も行いたいと思います。数値目標の設定については検討いたします。
4	<p><その他></p> <p>◇制度については実績や利用者等の意見を聞き適宜改善を図ること</p> <p>◇この制度の利用状況を踏まえ介護保険住宅改修の制度も利用し易いように改善すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実績や利用者等の意見を聞き適宜改善を図れるよう体制づくりを検討してまいります。 ・介護保険住宅改修制度の所管課である介護保険課と情報共有を行います。
5		
6		
7		

付議事項に対する意見及び回答書（1回目）

令和2年度第1回熊本市住宅審議会（書面会議）		
件名	【議事②】高齢者が住む住宅に対するバリアフリー化の取組について	
委員氏名	喜多 亮衛 委員	
付議事項	高齢者住宅を対象としたバリアフリー住宅改修補助事業の新設について、ご意見をいただきたい。	
	主な意見	回答
1	意見は特にございません。	承知いたしました。
2		
3		
4		
5		
6		
7		

付議事項に対する意見及び回答書（1回目）

令和2年度第1回熊本市住宅審議会（書面会議）		
件名	【議事②】高齢者が住む住宅に対するバリアフリー化の取組について	
委員氏名	折田 義浩 委員	
付議事項	高齢者住宅を対象としたバリアフリー住宅改修補助事業の新設について、ご意見をいただきたい。	
主な意見		回答
1	バリアフリー住宅改修制度は、高齢者のみを対象としているため、「高齢者バリアフリー住宅改修制度」とした方が判りやすいと思います。	ご意見のとおり高齢者のみが対象であるため、「高齢者バリアフリー住宅改修制度」の方が判りやすいと思います。
2	年200件の想定の算出根拠を教えてください。	神戸市のバリアフリー化率増加分2.3%（住宅土地統計調査H25→H30） 熊本市のバリアフリー化率増加分1.1%（住宅土地統計調査H25→H30） ①熊本市の高齢者世帯 134,100世帯（R5推計） ②バリアフリー化された世帯 50,900世帯（H30） バリアフリー化がされていない世帯数（①-②）=83,200世帯 バリアフリー住宅改修制度の実施により、熊本市も神戸市と同等の上昇率となると仮定すると、2.3-1.1=1.2%分の増加が見込める。 83,200世帯×1.2%=998件 998件/5年=199件/年→年間200件
3	制度の目標指標は検証指標であるバリアフリー化率75%と考えて良いか。この場合、新築、建替えによる自然増の数も率を上げる要因となるが、それらを含めて、将来的な要支援・要介護を防ぐ住宅の確保という意味での目標指標と考えて良いか。	はい、ご意見のとおりです。
4	手すり設置、段差解消等の適正価格の目安（標準施工費）を示した方が、良いと思います。	簡易的なモデルケースにより、施工内容に対する参考価格を提示できるような広報資料の作成を検討しているところです。
5	契約に不慣れな利用者、施工業者が、適切な契約を行うためにも、契約書のひな型、契約に関する注意点を示した方が良いと思います。	利用者や施工業者が希望する場合は、契約書のひな型や契約に関する注意点を提供できるように検討してまいります。
6	対象となる工事は、どのようなものか教えてください。（対象箇所として示してある「浴室、便所、廊下等の手すり・段差解消等」の「等」とは何か。）	対象となる工事は、既存制度である介護保険住宅改修と同等の内容を検討しており、以下のとおりです。 工事的種類：手すりの取付け、段差の解消、滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便所等への便器の取替え 対象箇所：居室、廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路
7	設計基準を作成される際は、神戸市以外の行政団体或いはハウスメーカーの仕様等も参考にされた方がよいと思います。	他の行政団体やハウスメーカー、バリアフリー関係団体等の仕様等も参考にします。

付議事項に対する意見及び回答書（1回目）

令和2年度第1回熊本市住宅審議会（書面会議）		
件名	【議事②】高齢者が住む住宅に対するバリアフリー化の取組について	
委員氏名	小山 登代子 委員	
付議事項	高齢者住宅を対象としたバリアフリー住宅改修補助事業の新設について、ご意見をいただきたい。	
主な意見		回答
1	P5 高齢者の多くの方は、出来る限り自宅で暮らし続けることを希望されます。住宅内事故の発生により身体機能が低下し、介護対象者が生まれているのが現実です。高齢者の暮らしの安心を高める為にもバリアフリー化は大切です。予防重視として捉えすすめていただきたいと思います。	予防として行うバリアフリー化の重要性を、早い時期からより多くの方々に認識していただけるよう取組みを行っていききたいと思います。
2	P7 使いやすい制度 委任払い制度の活用は大いに賛成です。申請書の簡素化も結構だと思います。	ご賛同いただきありがとうございます。
3	広報について ささえりあ ⇒ 地域包括支援センターの表現が良いのでは (熊本市での名称)	原則として、地域包括支援センター（高齢者支援センターささえりあ）と表記します。
4	ささえりあと記載するのであれば、地域包括支援センター（ささえりあ）など。	同上
5		
6		
7		

付議事項に対する意見及び回答書（1回目）

令和2年度第1回熊本市住宅審議会（書面会議）		
件名	【議事②】高齢者が住む住宅に対するバリアフリー化の取組について	
委員氏名	金澤 知徳 委員	
付議事項	高齢者住宅を対象としたバリアフリー住宅改修補助事業の新設について、ご意見をいただきたい。	
	主な意見	回答
1	特段意見などはありません。	承知いたしました。
2		
3		
4		
5		
6		
7		

付議事項に対する意見及び回答書（1回目）

令和2年度第1回熊本市住宅審議会（書面会議）		
件名	【議事②】高齢者が住む住宅に対するバリアフリー化の取組について	
委員氏名	谷口 誠基 委員	
付議事項	高齢者住宅を対象としたバリアフリー住宅改修補助事業の新設について、ご意見をいただきたい。	
	主な意見	回答
1	「4. 新規取組」ですが、文章表現も読み手が受け取りやすい表現になっていると思います（感想）。	ありがとうございます。
2	「6. スケジュール・制度設計」ですが、文章等の表現に関して意義はありません。普及啓発を行う場合は、地域で身近にいる支援者（ささえりあ・委託相談等）が利用希望者に対して、内容理解の促しや支援が行えるような広報活動ができると制度が効果的に進めることができると思います。	普及啓発を行うにあたり、ささえりあ等の各地域における支援者に協力していただけるよう協議を進めたいと思います。
3		
4		
5		
6		
7		

付議事項に対する意見及び回答書（1回目）

令和2年度第1回熊本市住宅審議会（書面会議）		
件名	【議事②】高齢者が住む住宅に対するバリアフリー化の取組について	
委員氏名	小山 貴史 委員	
付議事項	高齢者住宅を対象としたバリアフリー住宅改修補助事業の新設について、ご意見をいただきたい。	
	主な意見	回答
1	特にございません。	承知いたしました。
2		
3		
4		
5		
6		
7		

付議事項に対する意見及び回答書（1回目）

令和2年度第1回熊本市住宅審議会（書面会議）		
件名	【議事②】高齢者が住む住宅に対するバリアフリー化の取組について	
委員氏名	福島 貴志 委員	
付議事項	高齢者住宅を対象としたバリアフリー住宅改修補助事業の新設について、ご意見をいただきたい。	
	主な意見	回答
1	とても大切な取り組みだと思います。ささえりあや福祉部局との連携も大切ですが、自治会長や民生員等への周知も必要だと思います。地域部局との連携も同時に検討ください。	まずは本制度を知っていただくことが重要ですので、情報提供や周知活動は広く様々な手法を用いて行いたいと思います。特に高齢者の方はホームページやSNS等の電子媒体よりも、地域の回覧板や市政だより等の紙媒体を主な情報源とされているデータもありますので、地域部局との連携も検討してまいります。
2		
3		
4		
5		
6		
7		

付議事項に対する意見及び回答書（1回目）

令和2年度第1回熊本市住宅審議会（書面会議）		
件名	【議事②】高齢者が住む住宅に対するバリアフリー化の取組について	
委員氏名	福西 江玲奈 委員	
付議事項	高齢者住宅を対象としたバリアフリー住宅改修補助事業の新設について、ご意見をいただきたい。	
主な意見		回答
1	予防のための事業ということで、大変いいと思います。	ご賛同いただきありがとうございます。
2	資料編P11で、成果指標達成のためには5年で5万世帯のバリアフリー化が必要とあります。年間1万件、バリアフリー化ということだと思いました。P4では、介護保険住宅改修が約年間5千件、高齢者及び障がい者住宅改造費助成事業が20件。P5では今回新設を検討しているバリアフリー住宅改修が年200件の想定です。資料編にある5年で5万世帯の数値は、啓発活動の強化だけではとても達成できないように思います。具体的にどのような啓発活動を検討されているのでしょうか？	現在実施を検討している周知啓発活動は、セミナーの開催、市政だよりへの掲載、地域の回覧板による周知、ささえりあ・各区福祉課窓口による案内などです。 65歳以上で元気な方でも備えの必要性を説き、予防として行うバリアフリー化の重要性を浸透させるよう広く周知啓発を行いたいと思います。
3	資料P13で「一般の方向けに設計基準の簡易版も作成し周知を行う」とあります。確かに私のような素人には資料P13のような図は分かりづらいです。イラストや具体的な写真などを多用して、分かりやすい設計基準があれば利用を検討する人も増えると思います。	本制度の利用につながるような、イラストや具体的な写真などを用いた分かりやすい設計基準を作成し周知を行えるよう検討してまいります。
4		
5		
6		
7		